

投資口分割基準日設定公告

本投資法人は、平成三十年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、その所有する投資口一口を四口とする投資口分割により、投資口の割当てを受ける投資主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十三日

東京都千代田区麴町四丁目一番地
グローバル・ワン不動産投資法人 執行役員 内田 昭雄